福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の一部補正について

平成25年4月12日

東京電力株式会社



実施計画の位置づけ

特定原子力施設への指定と実施計画に基づく規制への移行

◎「特定原子力施設」への指定

福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法64条の2に基づき、原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設として 平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定された。

◎「実施計画」に基づく規制・検査

指定後、原子力規制委員会により示された「措置を講ずべき事項」に基づき、特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画である「実施計画」を策定し、平成24年12月7日に原子力規制委員会に提出



※原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価し、 認可するとともに、実施計画の認可後は、実施計画に基づき 事業者が適切な対応を行っているかを検査する



実施計画の認可までのプロセスとこれまでの審議状況

実施計画の提出(平成24年12月7日)

〇特定原子力施設監視・評価検討会による審議(H25.4.12現在)

第1回(H24.12.21): 全体説明

第2回(H25.1.24): リスク評価、多核種除去設備 第3回(H25.2.1): 多核種除去設備、線量低減対策

第4回(H25.2.21):多核種除去設備、4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性、

3号機燃料取り出しカバー、1~4号機原子炉建屋の耐震性

第5回(H25.3.1) : 多核種除去設備、4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性

第6回(H25.3.8) : 多核種除去設備、全体工程・リスク評価、燃料デブリ取り出し、

敷地周辺における線量評価

第7回(H25.3.29):停電事故

第8回(H25.4.12): 地下貯水槽からの漏えい他

○原子力規制庁との面談における個別指摘事項への対応

審議状況·個別指摘事項等を踏まえた<u>実施計画の全体補正</u>(準備が整った箇所から順次申請) 〇これまでの補正実績

①H24.12.25:使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の耐震性等の評価

②H25.1.11:特定原子力施設の保安について,福島第一の組織見直しに伴う変更

③H25.2.7:特定核燃料物質の防護

④H25.3.22:全体補正1回目 ⑤H25.3.29:全体補正2回目

⑥H25.4.12:全体補正3回目 **◄-----本日の提出**

原子力規制委員会ならびに規制庁の確認・評価



補正内容の種類

○補正内容の種類

- 1. 原子力規制庁による「実施計画」と「中期的安全確保に関する施設運営計画」の記載内容との比較・審査によって、記載を充実化する事項
- 2. 監視・評価検討会の外部有識者から記載するようご指摘のあった事項
- 3. 原子力規制庁との実施計画記載方針面談の結果により、実施計画の記載充実が必要 と判断した事項
- 4. 検討の進捗に伴い、実施計画へ反映する事項

例:・放射性固体廃棄物に関する中長期的な保管計画を追記

- ・水処理設備、多核種除去設備の構造強度・耐震評価の見直し、追記
- ・巡視点検の考え方、5・6号機の滞留水の影響を踏まえた運転管理・保守管理について新たに記載

また、実施計画の別冊として、

○各設備の構造強度及び耐震性に関する補足説明

も併せて提出

本補正内容については概ね、これまで中長期ロードマップ、施設運営計画ならびに特定原子力施設監視・評価検討会の説明資料等で公表してきた内容である。



【参考】各章の補正内容の例

- I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価
 - 「1 全体工程」について、
 - ○放射性固体廃棄物に関する中長期的な保管計画を新規記載
- Ⅱ特定原子力施設の設計、設備
- 「2.1 原子炉圧力容器・格納容器注水設備」について、
 - ○1~3号機CST原子炉注水ラインの仕様について,設計の進捗を 反映
- 「2.5 汚染水処理設備等」,「2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設」について、
 - ○構造強度、耐震性評価の内容を追加・修正
- Ⅲ 特定原子力施設の保安
 - ○巡視点検の考え方、5・6号機の滞留水の影響を踏まえた運転管理・保守管理について新たに記載
 - ○推定放出量、気体廃棄物の線量評価についてデータの更新
- V 燃料デブリの取出し・廃炉 〇記載の適正化

等

